

# 有 料 廣 告 掲 出 契 約 書

白山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、  
コミュニティバス有料広告について、次のとおり契約を締結する。

（契約金額等）

第1条 契約金額及び掲出期間は次のとおりとする。

- (1) 契約金額 円
- (2) 掲出期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (3) 広告媒体名
- (4) 広告規格

（広告掲出料の納付）

第2条 乙は、前条に定める金額を市長の指定する期日までに、一括して納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告掲出の取消し）

第3条 市長は、次の各号に該当するときには、乙に対し催告、その他何らかの手続きを要することなく、広告掲出を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 白山市有料広告掲出要綱第8条の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき
- (4) その他広告の掲出が適切でないとして市長が判断したとき

（広告掲出の取下げ）

第4条 乙は、自己の都合により広告掲出を取り下げることができるものとする。

2 乙が前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲出を取り下げたときは、納付済みの広告掲出料は返還しないものとする。

（協議による契約の解除）

第5条 甲及び乙は、必要があるときは、甲乙協議の上この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

（乙の責務等）

第7条 乙は、広告の内容その他広告掲出に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 乙は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 乙は、掲出した広告に関し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

4 乙は、掲出の条件として原状回復の定めのあるものは、掲出期間満了後、速やかに原状に復さなければならない。

(白山市財務規則の準用)

第8条 この契約の条項に定めるもののほか、白山市財務規則（平成17年白山市規則第44号）、白山市有料広告掲出要綱（平成19年白山市告示8号）その他規程の定めるところによるものとする。

(その他)

第9条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、その都度協議の上決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 白山市長

乙